

レポート作成のルールを守りましょう

2009年度からレポートでの不正行為について厳しい処分を行うようになりました。インターネット上の著作物を簡単にコピー&ペーストできるようになったこともあり、近年、他人の文章をつなぎ合わせて自分のレポートとしている例や、他人の文章を不適切な形で自分のレポートの中に取り込んでしまっている例が増えてきています。当然ながら、他人の文章には友人等の作成したレポートも含まれます。

レポートの作成には守らなければならないルールがあります。ルールを守らない場合はレポートとして認められませんし、不正行為として処分の対象となる場合もあります。

1. 著作権法上のルール（これを守らないと法に抵触します）

レポートを書く際に、他人の文章や資料などを参照することも多いと思います。一部分であっても、他人の文章や資料をそのまま借用する場合は、以下に示す引用のルールに従う必要があります。

- 1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- 2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- 3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること。（自分の著作物が主体）。
- 4) 出所の明示がなされていること。*

出所の明示とは、印刷物の場合は著者名、著書・論文等のタイトル、当該ページ、出版社、出版年などを、Webページの場合はサイト名、URI（URL）、アクセスした日時などを記すことです。

他人の発想を利用したり、他人の主張を要約してレポートに取り込んだりする場合も出所の明示が必要です。

2. 大学のレポートとしてのルール

レポートにはオリジナリティーが求められます。つまり、自分で調べ、考え、文章にしたことが評価の対象になるのです。その科目の履修者であるあなたに課されたレポートであれば、あなた自身の力で書き上げる必要があります。他人の力を借りてレポートを作成することは大学におけるレポートの趣旨に反します。

3. 学問分野、履修科目でのルール

論文やレポートは学問分野によって書式など作成上のルールが異なる場合があります。教育学部には文系から理系まで多様な学問分野の授業がありますので、それぞれの科目の担当教員の提示するレポート作成のルールをしっかりと確認し、それにのっとった形で論文やレポートを作成してください。

早稲田大学 教育学部

2009年4月1日 初版
2010年10月14日 改訂版
2012年3月27日 改訂版

*文化庁サイト「著作物が自由に使える場合」

(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html)による。2009年3月26日閲覧。